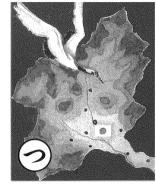




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月26日(火) 第10137号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	3
監査委員公告	
○監査結果の公表	3

■ 告 示

◎群馬県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町小暮字八幡 876番の9地先から同市 同字西辻354番地先まで	前	10.5～28.6	60.9
			後	13.2～45.2	60.9

◎群馬県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田水上線	利根郡みなかみ町下牧字二 反田544番の1地先から 同郡同町同字矢瀬639番 の1地先まで	前	8.6～10.5	121.0
			後	10.4～13.8	121.0

◎群馬県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田水上線	利根郡みなかみ町下牧字二反田544番の1地先から同郡同町同字矢瀬639番の1地先まで	令和5年9月26日

◎群馬県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	石倉上牧線	利根郡みなかみ町石倉字馳澤225番の3地先から同郡同町同字同278番の1地先まで	前	4.7～10.7	460.0
		利根郡みなかみ町石倉字洞1260番の2地先から同郡同町同字馳澤278番の1地先まで	後	6.5～27.8	463.3

◎群馬県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	石倉上牧線	利根郡みなかみ町石倉字洞1260番の2地先から同郡同町同字馳澤278番の1地先まで	令和5年9月26日

■ 監査委員公告

◎監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年9月26日

群馬県監査委員 林 章
同 石原 栄一
同 須藤 和臣

同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和3年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで）
令和4年度会計（令和4年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 県庁等68機関及び地域機関等4機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
戦略企画課 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
デジタルトランスフォーメーション戦略課 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
業務プロセス改革課 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
グリーンイノベーション推進課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通イノベーション推進課 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域外交課 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東京事務所 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理課 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務管理課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
地域創生課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化財保護課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
生活こども課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

県民活動支援・広聴課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
私学・子育て支援課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
児童福祉・青少年課 (令和5年7月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和5年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (令和5年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
感染症・がん疾病対策課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康長寿社会づくり推進課 (令和5年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (令和5年8月28日)	(注意事項) 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,210,000円(税込)の県立障害者リハビリテーションセンター再編用地の除草作業の委託契約について、令和4年10月27日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
薬務課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保援護課 (令和5年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和5年8月28日)	(指摘事項) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第4条の規定により、対価の支払の時期については、契約書に明らかにしなければならないとされており、当該機関が締結した「飼い主のいない猫対策支援事業不妊去勢手術業務委託契約書」第5条第2項において、支払請求があったときは、受理した日から30日以内に委託料を支払うものとされている。 当該機関は、令和5年4月10日に請求書を受理したが、事務調査日(令

和5年7月18日)現在において、委託料の支払を行っていなかった。

(6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
森林保全課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
未来投資・デジタル産業課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域企業支援課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (令和5年8月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光魅力創出課 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
eスポーツ・クリエイティブ推進課 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

建設企画課 (令和5年8月21日)	(注意事項) 会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が99,792円過小となっていた。
契約検査課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市整備課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課 (令和5年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計管理課 (令和5年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

議会事務局 (令和5年7月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------	------------------------------

(11) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和5年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 労働委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和5年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (令和5年8月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。